

令和5年度 指名停止等一覧公表

※新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づき、指名停止等の措置を行った入札参加有資格者は、下表のとおりです。

業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間等	指名停止等の理由
水道機工 株式会社	東京都世田谷区	令和5年5月8日から 令和5年9月7日まで	建設業法違反行為（要綱別表第2、8号該当）
株式会社 水機テクノス	東京都世田谷区	令和5年5月8日から 令和5年9月7日まで	建設業法違反行為（要綱別表第2、8号該当）
株式会社 岩村組	新潟県新発田市	令和5年10月17日から 令和6年 4月16日まで	競売入札妨害又は談合（要綱別表第2、6号該当）
株式会社 小野組	新潟県胎内市	令和5年10月20日から 令和6年 1月19日まで	競売入札妨害又は談合（要綱別表第2、6号該当）
株式会社 西奈美組	新潟県胎内市	令和5年10月20日から 令和6年 1月19日まで	競売入札妨害又は談合（要綱別表第2、6号該当）
株式会社 小池組	新潟県新発田市	令和5年11月30日から 令和5年12月13日まで	工事中の契約関係者事故（要綱別表第1、8号該当）
小柳建設 株式会社	新潟県三条市	令和6年 3月13日から 令和6年 3月26日まで	工事中の契約関係者事故（要綱別表第1、8号該当）

当該指名停止等の措置について、指名停止等の措置を受けたことに対して不服がある場合は、苦情の申立てを行うことができます。

苦情の申立てを行う場合は、当該指名停止等の業者を公表した日の翌日から起算して5日（新発田市の休日を定める条例（平成元年新発田市条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）以内に、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる件名、不服のある事項、不服の根拠となる事項等について記載の上、行ってください。